

第18回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員2番, 3番)

開催期日 令和6年12月23日

第18回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和6年12月23日(月) 15時00分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥村正行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清藤大亮

本日の出席委員

	10番 長尾卓也
2番 田村俊彦	11番 川崎浩彦
3番 田村賢治	
4番 西川満	13番 寺雅彦
5番 桂一照	14番 吉田義弘
6番 柴田貴浩	15番 吉尾由美子
7番 土門雅一	16番 大櫛和矢
8番 松田とも子	17番 塚本政紀
	18番 鳥村正行

本日の欠席委員

1番 鈴木正志
12番 木下等嗣

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 藤澤祐之
" 事務局主査 清藤大亮
" 事務局員 山下倅生
" 事務局員 成田卓朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 24 号	農地のあっせん成立について
4-1	報告第 25 号	農地の使用貸借の解約の通知について
5	議案第 90 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
6	議案第 91 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
7	議案第 92 号	土地の現況証明願いについて
8	議案第 93 号	農用地利用集積計画（案）について
9	議案第 94 号	農地のあっせんについて
10		農業団体等報告事項

（局長）

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第 18 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 16 名、欠席委員 2 名、鈴木委員と木下委員から体調不良のため欠席との報告をいただいております。

栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

皆様におかれましては年度末ということでお忙しい日々を過ごしている事と思います。また、相談案件も多くなってきている方もいらっしゃると思いますが、丁寧な対応をお願いしたいと思います。今年最後の総会で、議事も多い所ですが慎重審議をお願い致します。

それでは早速、総会を進めていきたいと思っております。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、2番田村俊彦委員、3番田村賢治委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。11月28日に第2回広報委員会を開催しております。12月4日に栗山町農業再生協議会が開催され、鳥村会長が出席しております。7日から8日にかけて東京にて新・農業人フェアが開催され、田村賢治委員と柴田委員が参加しております。10日から13日にかけて令和6年度栗山町議会定例会12月定例会議が開催され、鳥村会長が出席しております。16日に田村賢治委員、土門委員、松田委員の3名で現地調査を実施しております。18日に令和6年度市町村農業委員会活動強化研修会が開催され、委員15名が参加いたしました。20日に新規就農者等交流会が開催され、鳥村会長が出席しております。23日、総会開催前に第8回農地部会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第24号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第24号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、4件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町〇〇2丁目399番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇94番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和6年11月29日でございます。対象農地につきましては、〇〇

148 番地 1 地目については公簿、現況ともに畑、面積 5,397 m²外 3 筆。全筆畑で、4 筆合計 18,762 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、田村俊彦委員でございます。

番号 2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇154 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇94 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 11 月 29 日でございます。対象農地につきましては、〇〇151 番地 1 地目については公簿、現況ともに畑、面積 3,964 m²外 8 筆。全筆畑で、9 筆合計 34,046 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、田村俊彦委員でございます。

番号 3 申出者住所・氏名 〇〇市〇〇区〇〇1 丁目 2 番地 15 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇36 番地 4 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 12 月 5 日でございます。対象農地につきましては、〇〇33 番地 1 地目については公簿、現況ともに畑、面積 3,923 m²外 1 筆。内訳につきましては、畑が 1 筆 3,923 m²、雑種地 1 筆 251 m²、2 筆合計 4,174 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇円 雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員、田村俊彦委員でございます。

番号 4 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇144 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇1653 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 6 年 12 月 5 日でございます。対象農地につきましては、〇〇776 番地 地目については公簿、現況ともに田、面積 5,765 m²外 2 筆。内訳につきましては、田が 2 筆 16,391 m²、雑種地 1 筆 246 m²、3 筆合計 16,637 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、田村俊彦委員、西川委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 4-1 報告第 25 号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 25 号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○83 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積 647 m²外 3 筆。内訳につきまして、田が 2 筆 4,020 m²、畑が 2 筆 1,833 m²、4 筆合計 5,853 m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和 5 年 8 月 31 日、契約期間 令和 5 年 8 月 31 日から令和 7 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 12 月 13 日でございます。賃貸者 栗山町字○○83 番地 3 ○○○○、賃借人 栗山町字○○168 番地 63 ○○○○株式会社 代表取締役○○○○ となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 5 議案第 90 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 90 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は、2 件でございます。

番号 1 所在 ○○725 番地 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 2,627 m²。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 2 年 11 月 30 日、契約期間 令和 2 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 12 月 5 日でございます。賃貸人 栗山町字○○61 番地 4 ○○○○、賃借人 栗山町○○3 丁目 99 番地 47 ○○○○となっております。

番号 2 所在 ○○74 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 16 m²外 6 筆。内訳につきまして、田が 6 筆 35,209 m²、畑が 1 筆 2,171 m²、7 筆合計で 37,380 m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 5 年 3 月 31 日、契約期間 令和 5 年 3 月 31 日から令和 15 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 6 年 12 月 7 日でございます。賃貸人 ○○市○○区 ○○10 丁目北 2-1 ○○○○、賃借人 栗山町字○○98 番地 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんかなければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 90 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 90 号は原案どおり決定といたします。

日程 6 議案第 91 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 91 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び使用貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転(売買)3件、使用貸借5件でございます。

番号 1 所在 ○○13 番地 1 の内 地目につきましては、公簿が畑、現況が田、面積 3,823 m²外 5 筆でございます。内訳につきましては田 4 筆 12,234 m²、畑 2 筆 29,977 m²、合計 6 筆 42,211 m²でございます。譲渡人につきましては、栗山町字○○13 番地 ○○○○、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町○○4 丁目 182 番地 ○○○○、摘要といたしまして譲渡人である母から農地を取得し、経営を引き継ぎたいとなっております。

番号 2 所在 ○○5 番地 18 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積 2,278 m²外 7 筆でございます。全筆田でございまして、合計 7 筆 30,573 m²でございます。譲渡人につきましては、栗山町○○265 番地 ○○○○、摘要といたしまして今後耕作する予定がない事から農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字○○48 番地 ○○○○、摘要といたしまして経営規模の拡大の為、農地を譲り受けたいとなっております。

番号 3 所在 ○○83 番地 1 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積 647 m²外 3 筆でございます。内訳につきましては田が 2 筆 4,020 m²、畑 2 筆 1,833 m²、合計 4 筆 5,853 m²でございます。譲渡人につきましては、栗山町○○83 番地 3 ○○○○、摘要といたしまして譲受人に事業継承したため、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字○○83 番地 3 ○○○○、摘要といたしまして経営規模の拡大の為、農地を譲り受けたいとなっております。

番号4 所在 ○○356番地3 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積253㎡外51筆でございます。内訳につきましては、田が24筆103,641㎡、畑が28筆114,652㎡、合計52筆218,293㎡でございます。譲渡人につきましては、栗山町○○377番地6 ○○○○、摘要といたしまして農業後継者である借主へ経営移譲をたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町字○○377番地6 ○○○○、摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号5 所在 ○○65番地1 地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積787㎡外40筆でございます。内訳につきましては、田が38筆103,681.46㎡、畑が3筆5,174㎡、合計41筆108,855.46㎡でございます。譲渡人につきましては、栗山町○○169番地65 ○○○○、摘要といたしまして農業後継者である借主へ経営移譲をたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町○○4丁目84番地 ○○○○、摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号6 所在 ○○164番地1 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積1,446㎡外40筆でございます。内訳につきましては、田が31筆155,122.13㎡、畑が10筆8,821.29㎡、合計41筆163,943.42㎡でございます。譲渡人につきましては、栗山町○○454番地1 ○○○○、摘要といたしまして農業後継者である借主へ経営移譲をたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町字○○454番地1 ○○○○、摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号7 所在 ○○21番地1の内 地目につきましては、公簿が山林、現況が畑、面積2,000㎡外124筆でございます。内訳につきましては、田が62筆230,273.44㎡、畑が63筆97,687.39㎡、合計125筆327,960.83㎡でございます。譲渡人につきましては、栗山町○○153番地13 ○○○○、摘要といたしまして農業後継者である借主へ経営移譲をたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町字○○153番地13 ○○○○、摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号8 所在 ○○132番地1 地目につきましては、公簿現況ともに田、面積1,786㎡外65筆でございます。内訳につきましては、田が39筆130,361.70㎡、畑が27筆97,167.48㎡、合計66筆227,529.18㎡でございます。譲渡人につきましては、栗山町○○21番地1 ○○○○、摘要といたしまして農業後継者である借主へ経営移譲をたく許可申請に至る。譲受人につきましては、栗山町○○21番地1 ○○○○、摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告

をお願いします。

(7番 土門)

番号1につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなっており、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(2番 田村俊彦)

番号2につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなっており、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(2番 田村俊彦)

番号3につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの事業継承により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなっており、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(4番 柴田)

番号4につきまして、農業後継者である〇〇〇〇さんへ使用貸借することから問題ないと思います。

(17番 塚本)

番号5につきまして、農業後継者である〇〇〇〇さんへ使用貸借することから問題ないと思います。

(3番 田村賢治)

番号6につきまして、農業後継者である〇〇〇〇さんへ使用貸借することから問題ないと思います。

(1番 鈴木)

番号7につきまして、農業後継者である〇〇〇〇さんへ使用貸借することから問題ないと思います。

(17番 塚本)

番号8につきまして、農業後継者である〇〇〇〇さんへ使用貸借することから問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって原案どおり決定といたします。

議案第 91 号については全て原案どおり決定といたします

日程 7 議案第 92 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 92 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は、6 件でございます。

番号 1 所在 ○○4 丁目 178 番地 7 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 266 m²の 1 筆でございます。利用状況 宅地、所有者 栗山町○○4 丁目 178 番 13 ○○○○、願出人 栗山町○○91 番地 1 行政書士○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 ○○230 番地 5 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 17 m²の 1 筆でございます。利用状況 用悪水路、所有者及び願出人 栗山町字○○312 番地 1 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 3 所在 ○○235 番地 3 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 34 m²の 1 筆でございます。利用状況 用悪水路、所有者及び願出人 栗山町○○3 丁目 299 番地 3 ○○○○ 理事長○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 4 所在 ○○238 番地 2 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 92 m²外 2 筆でございます。全筆田でございまして、3 筆合計 200 m²でございます。利用状況 用悪水路、所有者及び願出人 栗山町字○○387 番地 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 5 所在 ○○246 番地 5 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 58 m²外 1 筆でございます。全筆田でございまして、2 筆合計 148 m²でございます。利用状況 用悪水路、所有者及び願出人 栗山町字○○284 番地 ○○○○、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 6 所在 ○○356 番地 2 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 245 m²外 2 筆でございます。

畑が 2 筆 284 m²、田が 1 筆 321 m²、3 筆合計 605 m²でございます。利用状況 用悪水路、所有者及び願出人 栗山町字〇〇360 番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(7 番 土門)

令和 6 年 11 月 28 日 第 17 回農業委員会総会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、令和 6 年 12 月 16 日に、田村賢治委員、桂委員、松田委員、藤澤事務局長、清藤主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 92 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 92 号については原案どおり決定といたします。

日程 8 議案第 93 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 93 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、賃貸借 6 件、所有権移転 8 件、合計 14 件でございます。

整理番号 6 賃 74-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇94 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇154 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 11 月 29 日でございます。利用権

を設定する土地につきまして、所在 ○○153 番地 1 の内 現況地目 畑、面積 1,383 m²でございます。
設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 12 月 24 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 2 年 11 ヶ月 借賃につきましては、10 アールあたり 畑○○○○○○円。面積を乗じまして、合計○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦、玉葱で、世帯員は男 3 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 75-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○160 番地 1 ○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○154 番地 ○○○○、申出年月日は令和 6 年 11 月 29 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○153 番地 1 の内 現況地目 畑、面積 2,386 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 12 月 24 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 2 年 11 ヶ月 借賃につきましては、10 アールあたり 畑○○○○○○円。面積を乗じまして、合計○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱で、世帯員は男 1 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 76-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○29 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○95 番地 ○○○○、申出年月日は令和 6 年 11 月 29 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○95 番地 9 現況地目 田、面積 933 m²外 4 筆でございます。内訳につきまして、全筆田でございまして、5 筆合計 7,559 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 12 月 24 日から令和 11 年 11 月 30 日までの 4 年 11 ヶ月 借賃につきましては、10 アールあたり 田○○○○○○円。面積を乗じまして、合計○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯で、構成員は男 4 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 77-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○18 番地 1 ○○○○、○○○○、利用権を設定する者 栗山町字○○728 番地 1 ○○○○、申出年月日は令和 6 年 12 月 13 日でございます。

ます。利用権を設定する土地につきまして、所在 ○○337 番地 1 現況地目 畑、面積 5,296 m²外 7 筆でございます。内訳につきましては田が 2 筆 2,741 m²、畑が 6 筆 28,008 m²、8 筆合計 30,749 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 12 月 24 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 2 年 11 ヶ月 借賃につきましては、10 アールあたり 田○○○○○○円。畑○○○○○○円。面積を乗じまして、合計○○○○○○円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は施設野菜で、構成員は男 2 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 78-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○94 番地 ○○○○、所有権を移転する者 栗山町○○2 丁目 399 番地 ○○○○、申出年月日は令和 6 年 11 月 29 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○148 番地 1 現況地目 畑、面積 5,397 m²外 3 筆でございます。全筆畑でございまして、4 筆合計 18,762 m²でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 12 月 24 日 対価につきましては、10 アールあたり 畑○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 6 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男 3 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 79-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字○○94 番地 ○○○○、所有権を移転する者 栗山町字○○154 番地 ○○○○、申出年月日は令和 6 年 11 月 29 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○○151 番地 1 現況地目 畑、面積 3,964 m²外 8 筆でございます。全筆畑でございまして、9 筆合計 34,046 m²でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 12 月 24 日 対価につきましては、10 アールあたり 畑○○○○○○円。畑○○○○○○円。面積を乗じまして合計○○○○○○円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに○○○○指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 6 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱・小麦で、構成員は男 3 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 80-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 1 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇255 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 12 月 2 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇250 番地 1 現況地目 田、面積 4,205 m²外 2 筆でございます。全筆田でございます、3 筆合計 9,958 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 12 月 24 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 2 年 11 ヶ月 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男 3 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 賃 81-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇338 番地 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇255 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 12 月 2 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇237 番地 現況地目 田 面積 218 m²外 9 筆でございます。全筆田でございます、10 筆合計 45,088 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和 6 年 12 月 24 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 2 年 11 ヶ月 借賃につきましては、10 アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稲・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 6 所 82-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇32 番地 4 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇1 丁目 2 番地 15 〇〇〇〇、申出年月日は令和 6 年 12 月 5 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇33 番地 1 現況地目 畑、面積 3,923 m²外 1 筆でございます。内訳につきまして、畑が 1 筆 3,923 m²、雑種地 1 筆 251 m²、2 筆合計 4,174 m²でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和 6 年 12 月 24 日 対価につきましては、10 アールあたり 畑〇〇〇〇〇〇円。 雑種地〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 7 年 6 月 30 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は玉葱で、

世帯員は男2人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所83-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇1653番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇144番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年12月5日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇776番地 現況地目 田、面積5,765㎡外2筆でございます。内訳につきまして、田が2筆16,391㎡、雑種地1筆246㎡、3筆合計16,637㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年12月24日 対価につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。 雑種地〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年6月30日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男2人、女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6賃84-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21番地3 〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇350番地1 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年12月13日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇15番地1 現況地目 田、面積888㎡外1筆でございます。全筆田でございまして、2筆合計2,158㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和6年12月24日から令和11年11月30日までの4年11ヵ月 借賃につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・大豆で、世帯員は男1人、女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所85-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇258番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和6年12月11日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇307番地1 現況地目 畑、面積36,808㎡外3筆でございます。内訳につきまして、田が3筆7,839㎡、畑1筆36,808㎡、4筆合計44,647㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年12月24日 対価につきましては、10アールあたり

田〇〇〇〇〇〇円。畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年2月28日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・牧草・肉用牛で、構成員は男1人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6賃86-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇29番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇150番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和6年12月13日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇121番地1 現況地目 畑、面積14,848㎡外1筆でございます。全筆畑でございまして、2筆合計35,493㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類が賃貸借 契約期間 令和6年12月24日から令和11年11月30日までの4年11ヵ月 借賃につきましては、10アールあたり 畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯で、構成員は男4人、地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号6所87-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇104番地9 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6丁目1番地23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、申出年月日は令和6年12月12日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇143番地1 現況地目 畑、面積11,485㎡外7筆でございます。内訳につきまして、田が2筆1,716㎡、畑6筆77,727㎡、8筆合計79,443㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期、土地の引渡時期はともに令和6年12月24日 対価につきましては、10アールあたり 田〇〇〇〇〇〇円。畑〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和7年2月28日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は小麦・大豆で、構成員は男2人、女5人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今事務局より賃貸借 8 件・所有権移転 6 件の説明がありましたので、審議したいと思います。

整理番号 6 賃 74-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 74-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 74-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 75-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 75-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 75-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 76-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 76-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 76-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 77-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 77-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 77-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 78-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 78-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 78-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 79-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 79-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 79-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 80-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 80-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 80-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 81-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 81-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 81-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 82-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 82-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 82-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 83-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 83-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 83-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 84-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 84-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 84-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 85-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 85-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 85-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 賃 86-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 賃 86-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 賃 86-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 6 所 87-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 6 所 87-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 6 所 87-1 は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 94 号「農地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案 94 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 3 件でございます。

す。

番号1 あっせん申出者 栗山町〇〇3丁目99番地47 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年12月5日
申出地所在 〇〇724番地、地目につきましては、公募現況ともに雑種地、面積305㎡外1筆。内訳に
つきましては、田が1筆2,627㎡、雑種地1筆305㎡、2筆合計2,932㎡でございます。別紙に今回の
申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回の
あっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇
〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥
村会長と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1はあっせんを可といたしますので、塚本代理よろしくお願いします。

続いて番号2について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 〇〇市〇〇区〇〇10丁目北2-1 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年12月7
日 申出地所在 〇〇74番地1、地目につきましては、公募現況ともに田、面積16㎡外11筆。内訳に
つきましては、田6筆35,209㎡、畑1筆2,171㎡、雑種地2筆982㎡、池沼3筆7,555㎡、12筆合計
45,917㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてくだ
さい。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さんおよび〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村会長と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2はあっせんを可といたしますので、塚本代理よろしくお願いします。

続いて番号3について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇68番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和6年12月13日 申出地所在 〇〇298番地、地目につきましては、公募現況ともに田、面積6,542㎡外8筆でございます。内訳につきましては、田が7筆33,495㎡、畑が2筆10,819㎡、9筆合計44,314㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(9番 中島)

〇〇さんにおかれましては、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3はあっせんを可といたしますので、中島委員、田村俊彦委員よろしくお願ひします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は1月30日木曜日 午後3時00分から、現地調査につきましては1月23日木曜日 午前9時30分から 第2班 鈴木委員、柴田委員、寺委員に願ひします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願ひます。礼。本日はご苦勞様でした。(午後16時15分 終了)